

川 碓

No. 119

「税を考える週間」特集号

令和2年11月1日

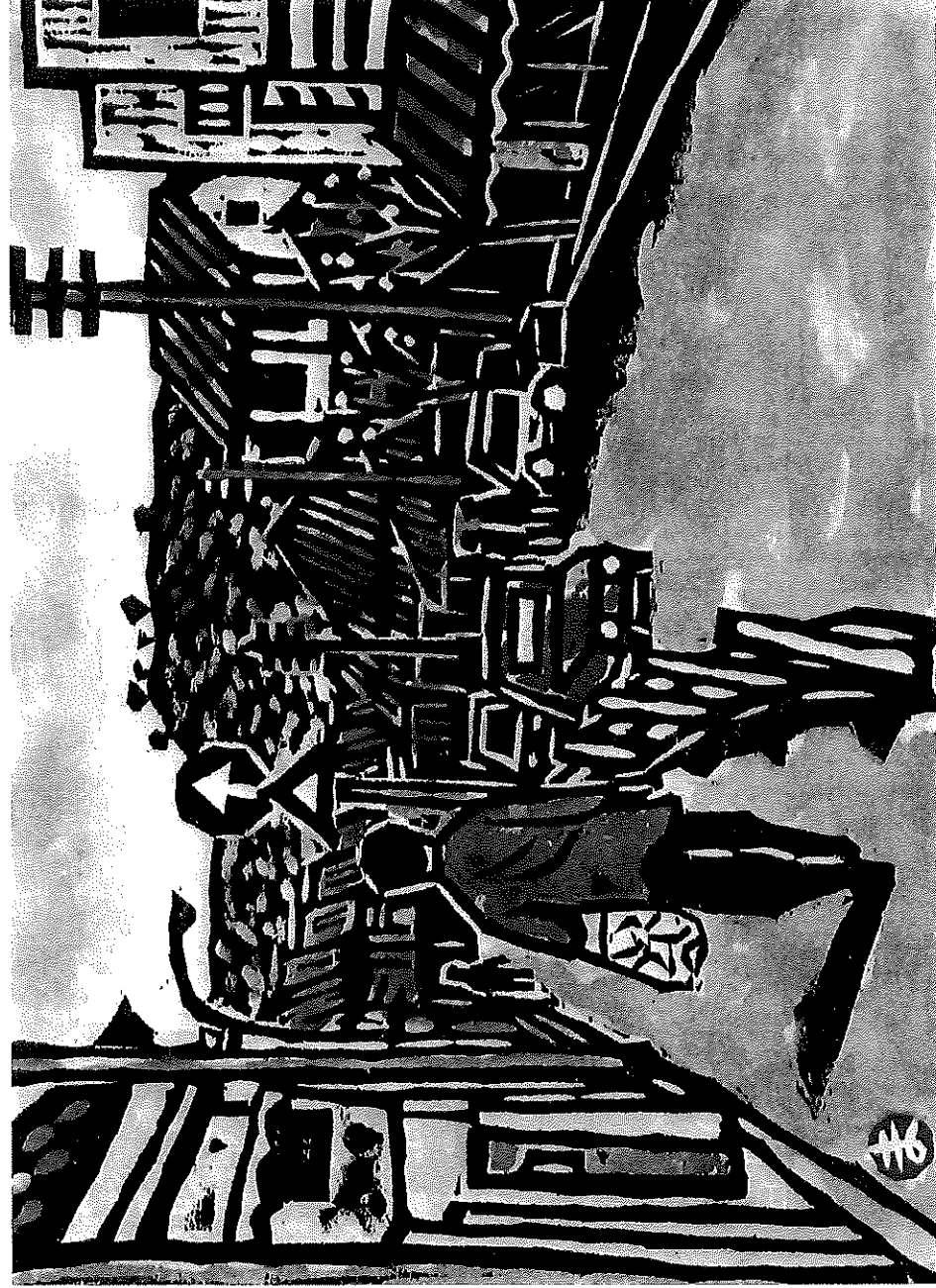
若松税務署管内税務推進協議会報

編集人
縄巻

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



老松町

昔、脇田や脇ノ浦方面から若松の町に出てくるには、海沿いに小石峠から小田山を巡って老松町を下つたそうである。道の曲がり角に大きな井戸のあった大井戸通りが、狭い路地のような道であつたためだろう。大正時代まで現在の消防署あたりに松林があつて、付近の海岸は夏になると海水浴場になつていたといふ。

老松の名は、海沿いに大きな松の木が並んでいたためらしい。戦前、小田山の下に大きな潮湯があつたのを覚えている人もまだ多いことだろう。ちよつと、そのころのことを想像してみれば、老松町筋から東北側は一面の海原で、限りなく広々としたながめ。聞こえるものといつては、波の音と古い松のこずえを渡る風くらいで、道を行くのはせいぜい自転車か馬車、荷車の類だつた。

この町も、時の流れとともに古い人が姿を消し、家並みもつぎつぎに改築されている。

絵文 片山 正信氏

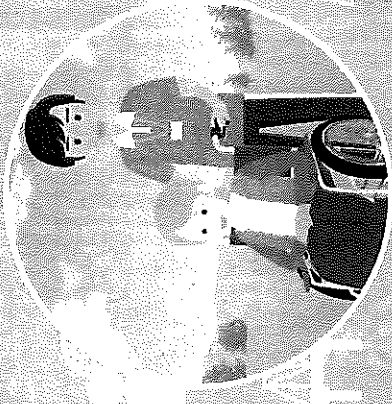
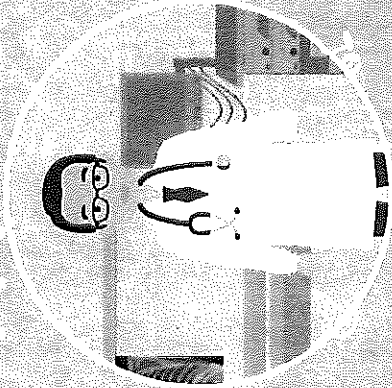
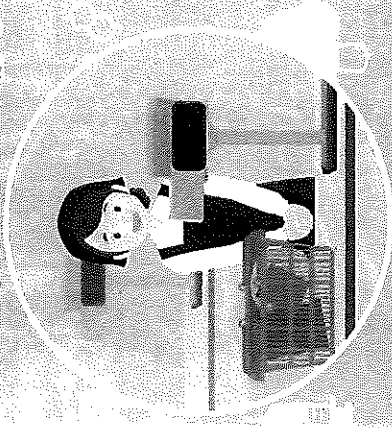
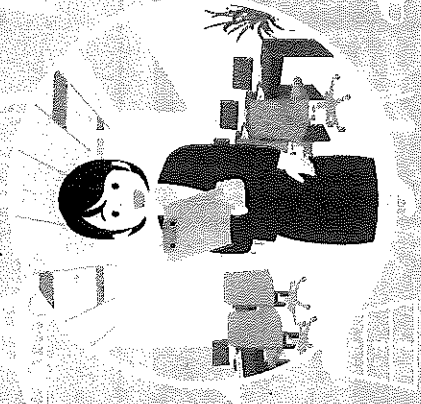
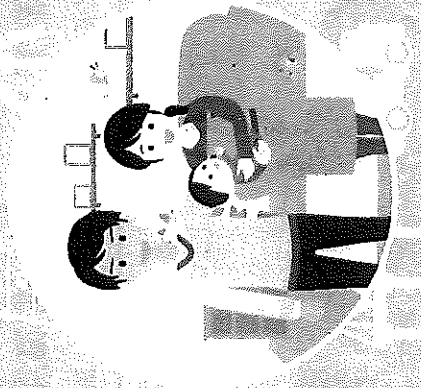
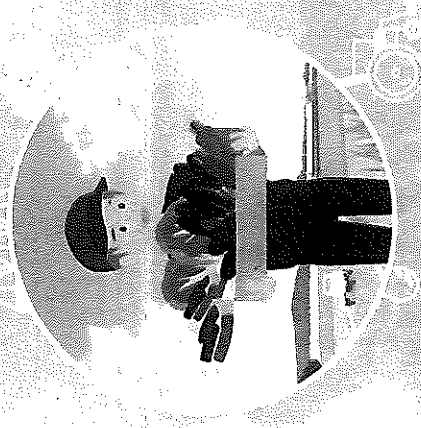
(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

税	理	士	会	若	松	支
若	松	納	貯	連	合	会
公	社	若	松	法	人	会
若	松	青	色	申	告	会
若	松	松	間	税	會	會
中	間	商	工	會	議	所
水	声	屋	町	商	工	會
遠	岡	水	工	會	會	會
賀	町	商	工	會	會	會

税を考える週間

～くらしを支える税～



税に関心を持つとう！
考えると見える生活がある。

期間

11月11日

11月17日

●●● 国税庁のオンライン手順の取組 ●●●

年末調整
確定申告



マイナンバー

納付手続



ギヤットユレス

税務相談



チャットボット

電子申告



ペーパーレス化

税を考える週間 検索



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

リサイクルマーク
環境省
774752654

くらしを支える税

令和2年度 「税を考える週間」 行事日程表

月	日	曜日	行事名	開始	終了	主催	場所
11	6	金	小学生の税の書道展 (9日は15:00まで)	9:30	20:00	若松税務推進協議会	サンリブ若松1階催事場
	9	月					
11	10	火	ラジオ放送「明日への扉」	11:00	12:00	若松法人会	エアステーションひびき
11	中旬～ 下旬		納税表彰(表敬訪問)	-	-	若松税務署	各表彰場所
			表彰状伝達 (高校生の税に関する作文)	-	-		表彰高校
			租税教育推進校表彰	-	-		表彰校

～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、また、インターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターでも発信しておりますので、是非、ご覧ください。

受彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

福岡国税局長	納税表彰受彰者	岩見美知代	(若松法人会 副会長)
若松税務署長	納税表彰受彰者	竹内 清二	(若松法人会 副会長)
若松税務署長	納税表彰受彰者	西谷 信博	(若松法人会 理事)
若松税務署長	納税表彰受彰者	藤村由紀子	(若松法人会 理事)
若松税務署長	感謝状受贈者	川地 啓輔	(若松法人会 理事)
若松税務署長	感謝状受贈者	須賀 昭治	(若松法人会 理事)
若松税務署長	感謝状受贈者	中野 弘子	(若松法人会 理事)
若松税務署長	感謝状受贈者	田口 真崇	(九州北部税理士会若松支部 税理士)



○令和元年度通常総会の開催（書面議決）の結果について

令和2年6月5日付をもって、令和元年度通常総会議案に対し、書面による賛否を求めたところ、收受した有効回答数は会員143人中119人であった。

書面による賛否の結果は以下のとおりである。

1. 第1号議案	令和元年度事業報告の件	賛成 119	反対 0
2. 第2号議案	令和元年度収支報告の件	賛成 119	反対 0
3. 第3号議案	令和2年度事業計画(案)の件	賛成 118	反対 1
4. 第4号議案	令和2年度収支予算(案)の件	賛成 118	反対 1

この結果、全ての議案について承認可決されました。

○税情報

〈税務署での面接相談は、事前予約が必要です〉

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

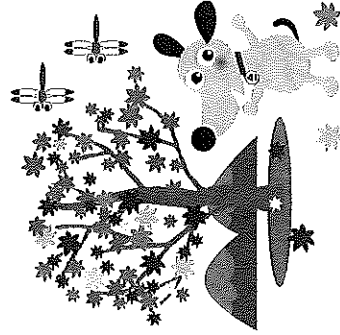
バスハイク中止のご案内

毎年10月開催のバスハイクですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は中止させていただきます。

毎年バスハイクを楽しみにされていた方には誠に申し訳なく、残念ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

法人会の事業活動紹介

法人会



今年はコロナ禍に見舞われ、若松法人会は「夏の夕べ」や「バス研修」の中止など例年通りの事業活動ができなくなりました。そのような状況でも元気に続けている事業活動を紹介いたします。

若松法人会ラジオ番組「明日への扉」

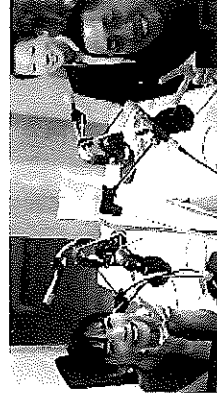
広報委員会&青年部会のメンバーがソープナリティーとなり、毎月第二火曜日午前11時から正しい税の情報と楽しいおしゃべりや音楽を約1時間お届けしています。(AIR Station Hibiki(88.2Mhz))
また、この番組は7月からYouTube配信をはじめましたのでアーカイブを見ることができます。



7月14日放送



8月11日放送



9月8日放送

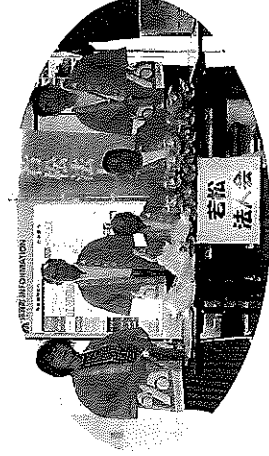
献血支援活動

日本赤十字社の献血活動に合わせて献血者にお礼の「パン」を配布する活動を通じて献血活動を支援しております。



4月2日 若松3支部 献血支援活動(二島工業団地)

7月16日 遠賀支部 献血支援活動(遠賀町役場)



新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています！

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内



7月の医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加範囲については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年10月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

Affac

本サービスは、アフラクの提供先(株式会社メディカルノート)が提供します。



MedicalINote

お問い合わせ

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

税務相談所は

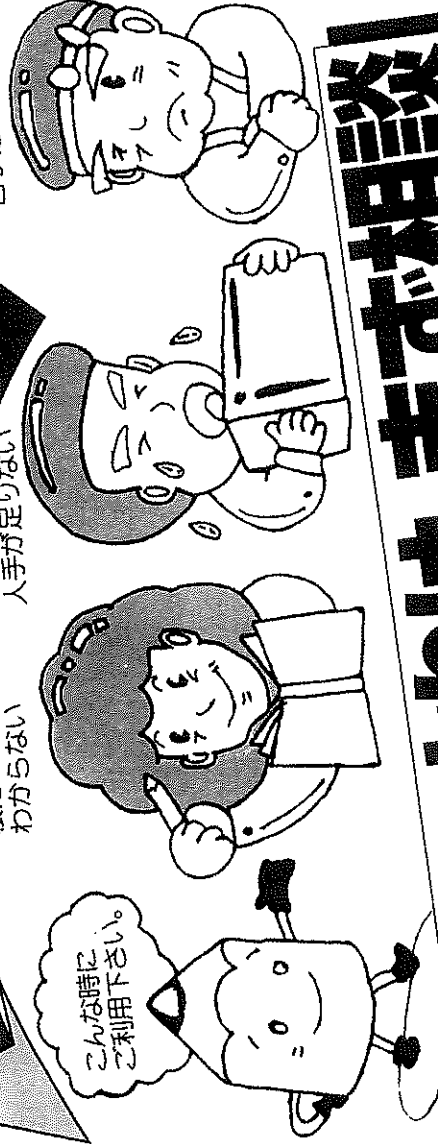
税のアドバイザーです!

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

こんな時に
ご利用下さい。

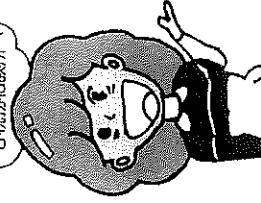


案ずるよりはまず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
(下記の)
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
 ベイサイドプラザ若松本館4F
 (電話) 771-3726番

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
 中間商工会議所内
 (電話) 245-1081番

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
 芦屋町商工会内
 (電話) 222-2111番

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
 水巻町商工会内
 (電話) 201-7551番

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
 遠賀町商工会内
 (電話) 293-0165番

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
 岡垣町商工会内
 (電話) 282-0294番

青色 申告会



令和2年度 事業活動基本方針 一般社団法人 全国青色申告会総連合

組織の力を結集し難局を乗り越え 青色申告運動に邁進

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている。世界各国で感染者が多発発生し、移動制限、外出禁止などにより社会活動が大きく制限された。わが国でも、緊急事態宣言が発出され、緊迫した状況が続く。経済活動は急速に縮小している。

小規模事業者を取り巻く経済環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。この危機を乗り越え、経済の力強い回復への基盤を築くため、政府の緊急経済対策等を有効に活用できるよう、会員企業に情報提供等を行う。青色申告会の政策提言により、小学校休業等対応支援金ならびに新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に青色事業専従者を含むことができた。今後も個人企業が支援の対象から外れることがないように引き続き注視する。

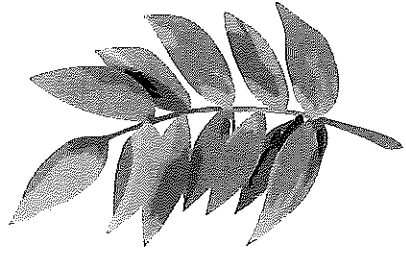
個人事業者の継続・発展のため、税制・社会保障の環境整備が急務である。青色事業主勤労所得控除の実現や消費税法の見直し、個人版事業承継税制のさらなる支援など、経営環境の整備と税制の簡素化。誰もが安心して暮らせる社会保障制度確

立のため運動を引き続き強力に展開する。

緊急経済対策等により納税猶予や消費税課税選択の変更など、税制上様々な措置が講じられた。また、青色申告特別控除65万円の適用要件が見直されるなど、申告納税環境も変化を続けていく。会員企業への周知・広報活動の徹底と、きめ細やかな指導相談「ブルーリターンA」をはじめ、情報通信技術を積極的に活用した体制整備に取り組む。

青色申告会は、感染症の蔓延により会勢拡大、組織運営・指導相談体制の縮小、見直し、感染防止対策など様々な対応に追われている。青色申告制度施行、青色申告会結成70年を契機に会勢拡大をはじめ、将来を見据えた組織運営・指導相談のあり方等を議論し、その方向性を打ち出していく。

危機は組織に委縮や成長を求める。個人事業者からより信頼される組織運営を進めるために、全国の青色申告会の力を結集し、この難局を乗り越える。



令和2年9月4日に臨時役員会を開催いたしました。令和3年4月1日に創立50周年を迎えるにあたり、記念行事の開催の有無を話しあいました。コロナウイルス感染症の状況次第ではありますが、何らかの方法で開催することを、決議しました。

税制政策活動の推進

多様な働き方を認めた社会の実現のために

新型コロナウイルス感染症のわが国経済社会に与える影響が甚大なものであることを鑑み、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。会員企業に情報提供することともに、さらに必要な施策について提言・陳情を行う。

日本経済と地域を支える個人事業者は、店舗を構える小売り・卸などの伝統的な業種が減少し、業務委託契約等によるフリーランスなど雇用的自営が増加している。

事業者は、消費税の改正など税制の複雑化により過度な事務負担を強いられている。さらに免税事業者は令和5年10月からのインボイス制度導入により、企業間取引からの排除につながりかねない。区分記載請求書等保存方式の堅持を求めるとともに、零細な事業者の事業継承を阻害しないよう、経済活動に中立で誰もが理解・協力できる簡素な仕組みを求めていく。

小規模企業税制確立議員連盟、関係省庁ならびに関係団体との連携・協調のもと、個人事業主が公平に扱われるよう、経営環境の整備に向けて「丸」となつて運動を推進する。

【重点事項】

- 1 青色事業主勤労所得控除の早期実現
- 2 個人版事業承継税制の利用拡大のための税制支援
- 3 消費税区分記載請求書等保存方式の堅持
- 4 税制の簡素化による納税環境の整備
- 5 社会保障制度革命の推進

ブルーリターン8月号より引用

青色申告会のポータルサイト 感染症への主な支援策の紹介

青色申告会のポータルサイト、全青色のホームページ [https://www.zenaoirobr.jp] では、新型コロナウイルス感染症への主な支援策をまとめて紹介しています。個人事業主と個人・世帯の立場で利用できる主な施策について、関係省庁のホームページへのリンクを掲載しており、最新の情報へアクセスできます。ぜひ、ご利用ください。



新型コロナウイルス関連支援策紹介

- 個人事業主
 - 青色申告会
 - 青色申告会ポータルサイト
 - 青色申告会ポータルサイト
 - 青色申告会ポータルサイト
 - フリーランス
 - フリーランスポータルサイト
 - フリーランスポータルサイト
 - 目録業
 - 目録業ポータルサイト
- ご家族のための支援です
 - 全青色会派
 - 全青色会派
 - 全青色会派

青色申告会ポータルサイト
全青色のホームページ
フリーランスポータルサイト
目録業ポータルサイト

納貯連

令和元年度 中学生の「税についての作文」

内閣総理大臣賞

「未来を支えるために」

熊本県玉名市立玉名中学校 二年 堤 柚香

私の祖父は、みかん農家だ。小さい頃から秋の収穫時期には、必ず手伝いに行っている。

ある日祖父の家に行くと、数か所あるみかん畑の中の一つの畑が、見たことのない景色に変わっていた。みかんの木が本もなくなっていたのだ。びくくりして

「じいちゃん、みかんの木どうしたと？」と祖父にたずねると

「みかんの木は植え替えるんだ。ここにまた新しいみかんの木は植えるけんね。四年たったらまたみかんがなるよ。」と言った。

みかんの木にも寿命があって、四十年から五十年たつとみかんの実がなる量が減ってきて、植え替えが必要になるそうだと。ということは、これから四年以上は、みかんの収穫量がかなり減るということになる。

心配になって、祖父に大変じゃないのかとたずねると、祖父の答えはこうだった。

「うん。だけん、みかんの改植ばして収穫が出来るようになるまでの間、国からの補助があるんだ。」

「え、それで税金からつと？」

「そうたい。」

驚いた。こういう所にも税金が使われているんだと。

この税金からまかなわれる補助金のおかげで、祖父は大切なみかんの木が寿命をむかえても、また新しいみかんを育てる楽しみができる。そして、長い間みかん作りに精を出す祖父が生きがいを持つことにもつながるのだ。

この補助金を受けることができる畑には、それぞれ植えるみかんの品種が指定されているそうだと。だからいろいろな品種を作る農家に分担されることによつて、価格競争が少しは抑えられるというメリットもあるそうだと。

農家に給付される補助金には、他にも、農地を整理するためのものや、農機具

を購入するためのものなどがあり、どれも農業を継続していくための大切な支援となっている。

私はこれまで、社会保障や教育に税金が使われていることを学んできた。働いている人が税金を納めることは当たり前だとしても、消費税が上がると、買い物をするたびに税金として支払うお金が増えるのはいやだなと思っていた。しかし、税金は思ってもみなかったところで私たちの生活を支えてくれている。それを知った私は、誇らしい義務を果たしているんだと感じることができた。

高齢化が進み、農業をする人が減っていることは、日本の自給自足率を保つための大きな問題となっている。若い人が農業を引き継ぐ、または新しく始めるには、多くの経費がかかり、将来への不安にもつながっている。

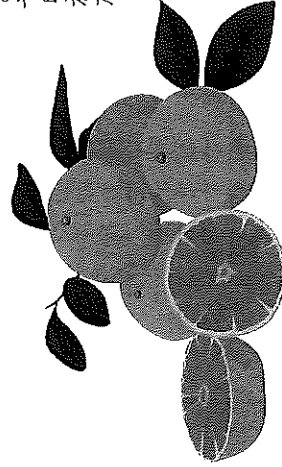
私は将来農業にたずさわっていきたく

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号
TEL 791-6877
FAX 791-6877

と考える一人だ。祖父が大切に守ってきたみかん畑を引き継ぎ、未来に残していくために、税金は大切なものだと再認識させられた。



ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は6月19日に行われた定時総会において、子どもたちへの絵本の読み聞かせなど読書推進活動を行う福岡県筑後市の「ちくご読書の会 べえじ」、国内外に葉隠の啓蒙活動を行う佐賀県佐賀市の「葉隠研究会」の2団体にに対し助成金をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体がありましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。

税理士会

税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	速賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 真崇	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	竹内 清二	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 光明	速賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 治美	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
伊藤 道夫	〃 欽生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	速賀郡岡垣町東山1丁目1番14-201号	282-2825
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中村 悦郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
宇野 耕一	速賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 誠	〃 東二島5丁目9番 22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	西澤 勉	速賀郡岡垣町東山1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	二宮 良則	〃 岡垣町高倉713番地1	283-4393
片山 和博	速賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Rビル2F	203-3001	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部(特) 203号	246-1703
加藤 博道	〃 速賀町大字別府3178番地3	701-4180	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野上 淳治	速賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
久保田浩一	速賀郡岡垣町東山1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイテック若松本館4F	761-6993
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	原 和枝	速賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
小林 香織	速賀郡岡垣町東山1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭伴功税理士事務所	751-3021
坂口 誠一	北九州市若松区用勺町30番6号	701-3078	深田 満子	速賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイテック若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	古津 剛	速賀郡速賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090 2732-6266	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
城野 博美	速賀郡速賀町美蓉2丁目6番11号	293-7137	松田 剛和	速賀郡速賀町旧俣1丁目4番7号	291-5601
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
鈴木 良樹	中間市綱山町1-1 通谷クリーシアンハイツ2F	980-1135	山口 徹也	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090 7983-9766
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857
田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775			

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

県税だより

《福岡県と県内全市町村からのお知らせ》

事業者の皆さまへ

◆福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業者の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業者の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となりますが、県内市町村統一で設定した基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進

検索

お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎092-643-3049

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

市町村税だより

《新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した場合》

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等は固定資産税が軽減されるとい話を聞いたのですが？

A 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して令和3年度の1年分に限り、「事業用家屋」及び「償却資産」に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を「2分の1」または「ゼロ」とする軽減措置が設けられました。北九州市に「事業用家屋」や「償却資産」を所有し、認定経営革新等支援機関等から確認を受けて、本市に、令和3年2月1日(月)までに本特例の申告をされた方に適用されます。

【適用条件と特例率】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計額が前年同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	課税標準は2分の1
50%以上減少している者	課税標準はゼロ

となります。

特例の対象となる中小事業者など詳細は、北九州市財政局税務部固定資産税課ホームページをご覧ください。(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/26001057.html)

【固定資産税課 コロナ特例 北九州市】で検索

※北九州市外に「事業用家屋」、「償却資産」を所有している方は、当該資産所在地の市町村にお尋ねください。

《年途中で土地の売買をした場合》

Q 私は令和元年12月22日に、自分の土地売買契約を締結し、翌年の令和2年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。令和2年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和2年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

※固定資産税の制度について詳しい説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

スマホ写真の上達法

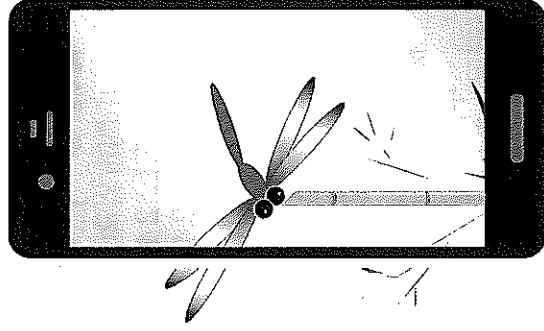
昔はフィルムの枚数を気にして慎重にシャッターチャンスを狙ってパシャリ。そんな時代からすれば今や誰でもスマホで仕上がりを見ながら枚数も

気にせずパシャパシャ撮れる、随分便利になったものです。でも「もとお料理が美味しそうに撮れば」とか「お花をもっと綺麗に撮りたい」と思ったことはありませんか？そこで今回はスマホ写真ワンランクアップのお話。

その前に、人間が物を見るときには眼を使っていますよね。でも眼は入ってきた光の情報を電気に変換して視神経を通して脳に伝える役目を果たしているだけです。眼球はレンズ、実際には脳で見ているんです。脳には過去の知識が詰まっています。そこで眼から入ってきた電気信号に様々な補完が行われ、視覚情報を認識できるのです。例えば薄暗い部屋でも段々周りが見えてくる。これらは眼が慣れたのではなく脳が徐々に情報を分析したり過去の記憶で正しく見せようと補完しているのです。それもスーパーコンピュータ級の24万倍のスピードで。

さてここからがカメラのお話。殆どのカメラには自動露出機能、簡単に言えば適正な明るさで撮る機能が備わっています。カメラの露出(EV値)はシャッタースピード、レンズの絞り、写す感度の三つで決定されます。そしてどうやって適正露出が決定されるかと言えばレンズを通して入ってきた様々な光の情報から平

均点を探してそれが正しく写る様に調整されます。真つ白が全面に写ればカメラは「これは光が入りすぎて」と判断しEV値を下げます。逆に真つ黒が全面に写れば「これは光量が足りない」と判断しEV値を上げます。カメラは常にグレーを目指しているのです。つまり白は明るいグレー、黒は暗めなグレーとして露出が決定されます。



結果として美味しいお料理が盛りられる白いお皿が灰色に写って鮮やかさが台無しになったりするのです。

そのためにカメラには露出補正という機能があります。白いものを白く写すにはプラス1程度、逆に黒いものを黒く写すにはマイナス1程度補正してください。例えば撮った後でもスマホのカメラに付いている機能で露出を変える事が出来ます。

そして綺麗な写真に大切な要素は「光」を意識することです。花を明るく写そうとすると太陽に対して順光(自分の背中から太陽光が射す)になりがちです。ところが人間が見た

目では綺麗でも写真にすると平面的に写ってしまいます。一度逆光に近い(太陽光がレンズの正面から入る)状態で撮ってみてください。花びらを透ける鮮やかで透明感のある立体的な写真が撮れるかもしれません。そして朝夕の時間帯はより印象深い写真が撮れます。

もう一つ忘れてはならないのはカメラが許す限り被写体(写真の主体)に近づいて撮ることです。カメラには被写界深度という特性があります。これはレンズの絞り(光を通す量を調節する門)によって絞るほどピントが合う範囲が広く、逆に絞りを開くほどピントが合う範囲が狭くなる性質を持っています。ピントを合わせた距離から離れるほど画像がボケてきます。その性質を利用して被写体にできる限り近づいてシャッターを切れば背景や前景はボケて何か分からなくなります。つまり写したいものとそれ以外をハッキリ区別することができるのです。おまけに近づいて撮ればレンズの中で被写体が占める面積が大きくなり結果としてそれが最も綺麗に写るように露出が設定されます。

まず、何を撮りたいのかハッキリさせて、それが最も美しく見える位置でシャッターを切る。人間やペットは相手の目にピントを合わせてカメラの位置を目線に揃える。ほんの少し意識して撮ることで見違えるように素敵な写真が撮れるはず。カメラが人間の能力に近づくのはまだ先なので、それまでは腕とセンスでカバーしましょう。

(猫介)

中尾寿子税理士事務所

税理士 中尾 寿子
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号
TEL 282-2825
FAX 283-1817

中村悦郎税理士事務所

税理士 中村 悦郎
北九州市若松区白山1丁目7番3号
TEL 771-4355
FAX 761-6603

仁部義宏税理士事務所

税理士 仁部 義宏
中間市岩瀬1丁目8番1号
TEL 246-1703
FAX 246-1704

高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖
中間市岩瀬西町4番39号
TEL 245-5491
FAX 245-5492

松田剛和税理士事務所

税理士 松田 剛和
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号
TEL 291-5601
FAX 291-5602

大庭祥功 税理士事務所

税理士 大庭 祥功
北九州市若松区本町3丁目2番23号
TEL 751-3021
FAX 751-5279